平 成 ２９ 年 度

定 期 監 査 報 告 書

（小学校、中学校、保育園分）

伊 那 市 監 査 委 員

２９伊監第４１号
平成２９年１２月２７日

伊　那　市　長　白　鳥　　孝　殿
伊那市議会議長　黒河内　　浩　殿
各　執　行　機　関　の　長　　　殿

伊那市監査委員
登　内　正　史
伊　藤　穂　波
伊　藤　泰　雄

平成２９年度定期監査（小学校、中学校、保育園分）の結果報告について

地方自治法第１９９条第４項の規定により、平成２９年度の定期監査を実施し、併せて地方自治法第１９９条第２項の監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目　　　　次

第１　監査執行年月日、監査の対象 1

第２　監査の場所 1

第３　監査の手続き 1

第４　監査の着眼点 2

第５　監査の結果 2

　１　収入について 3

　２　支出について 3

　３　施設・財産管理について 3

　４　運営について 4

平成２９年度定期監査報告書

第１　監査執行年月日、監査の対象

平成２９年１１月　１日	小鳩園、竜北保育園、竜西保育園
平成２９年１１月　８日	伊那西小学校、西春近北小学校、西春近南小学校、伊那中学校
平成２９年１１月　９日	高遠小学校、高遠中学校
平成２９年１１月１０日	西箕輪保育園、高遠保育園、高遠第２・第３保育園、高遠北小学校
平成２９年１１月１３日	西箕輪小学校、西箕輪中学校、竜南保育園、西春近南保育園
平成２９年１１月１５日	伊那小学校、西箕輪南部保育園、西春近北保育園

小学校、中学校、保育園のうち、天竜川西側と高遠町地区に位置する全体のおおむね二分の一について実施した。

第２　監査の場所

各学校・保育園の校長室、事務室、会議室、校舎及び園舎の内外等

第３　監査の手続き

平成２９年度の定期監査執行計画に基づき、各小・中学校、保育園から提出された監査資料及び抽出した関係書類により、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行について関係書類の照合、実査並びに学校長又は園長等からの説明を受け、質疑応答により監査を実施した。

第４　監査の着眼点

各事務事業にあたっては、以下の観点を主眼とし実施した。

1　事務執行は、合規的に行われているか。

2　予算執行は、計画的かつ適正に処理がなされているか。

3　各種の帳簿、証拠書類の係数は符合しているか。

4　契約事務及び金銭会計事務は適正に行われているか。

5　財産管理、施設管理は適正に行われているか。

第５　監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行については、「事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」また、「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図らなければならない。」という地方自治法の主旨に則り、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、以下のとおり、一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、早めの対応に努められたい。

1　収入について

＜　共通　＞

・保育料及び給食費等の未収金については、その都度、保護者と連絡を取り、状況を把握しながら解消に努められている。今後も引き続き未収金解消の取り組みをされたい。

・保育園卒園及び小・中学校卒業後に過年度未収金を回収することは極めて困難なため、卒園、卒業までに完納となるよう今後も引き続き取り組まれたい。

・現金は可能な限り短時間で収納機関に収納し、手元で保管をしないよう引き続き努められたい。

＜　小・中学校　＞

・学年費や給食費等の口座振替にあたっては、保護者から承諾書の提出を求める等、トラブルとならないよう努められたい。

・寄附の申し入れがあった場合は、「伊那市に対する寄附の取扱いに関する規程」により適正に処理をされたい。

2　支出について

＜　共通　＞

・食育の推進及び給食食材の地産地消については、引き続き積極的に取り組まれたい。

3　施設・財産管理について

＜　共通　＞

・消防設備点検による指摘事項について未改善のものや、施設の修繕で緊急を要するものについて、担当課と連絡を密にして早急に対応を検討されたい。

・書画や展示物等については、今後も定期的に止め具や吊り具を確認し、落下・転倒防止に努められたい。

＜　小・中学校　＞

・書画・骨董等、貴重な物が多くあるため、台帳を整備して確実に管理をされたい。

・薬品（劇薬）の在庫管理において、台帳と薬品の残量に相違がないよう確実に管理をされたい。

＜　保育園　＞

・園庭の木が大きくなり、高所の害虫駆除が出来ない又は枯れて倒木の恐れがある等、安全面が懸念される。現地を調査して対応されたい。

4　運営について

＜　共通　＞

・食物アレルギーのある園児、児童・生徒の給食については、今後も引き続き複数で確認をし、保護者との連絡を密にして事故が起こらないよう一層の注意を図られたい。

・熊・サル等の鳥獣や不審者への対策・対応については、今後も保護者や地域と情報を共有し、園児、児童・生徒の安全確保に努められたい。

＜　小・中学校　＞

・教職員が過重労働とならないよう、業務分担を行う等、健康面への配慮をされたい。

＜　保育園　＞

・保育士不足を解消する方策の一つとして、体験学習の生徒等に保育業務の魅力についてＰＲをされたい。

平成２９年度定期監査（小学校、中学校、保育園）　指摘事項

小学校、中学校（学校教育課）

指摘事項	処理状況
＜　小学校、中学校共通　＞	
1　収入について	
・給食費等の未収金については、その都度、保護者と連絡を取り、状況を把握しながら解消に努められている。今後も引き続き未収金解消の取り組みをされたい。	・未納者へは早期に連絡をとりながら、未収金の解消に努めていきます。
・小・中学校卒業後に過年度未収金を回収することは極めて困難なため、卒業までに完納となるよう今後も引き続き取り組まれたい。	・早期の対応を心がけながら、現年以前の未収金が発生しないよう努めていきます。
・現金は可能な限り短時間で収納機関に収納し、手元で保管をしないよう引き続き努められたい。	・各小中学校の現金管理（保管）について、再度小中学校へ周知していきます。
・学年費や給食費等の口座振替については、保護者から承諾書の提出を求める等、トラブルとならないよう努められたい。	・口座振替に当たっては、口座振替依頼書を受領のうえ実施しています。
2　支出について	
・食育の推進及び給食食材の地産地消については、引き続き積極的に取り組まれたい。	・引き続き、給食食材の地産地消に努め、食育を推進していきます。
3　施設・財産管理について	
・消防設備点検による指摘事項について未改善のものや、施設の修繕で緊急を要するものについて、担当課と連絡を密にして早急に対応されたい。	・未改善の消防施設や、緊急性を要する施設修繕については早急に対応します。なお、大規模改修については、実施計画に登載して計画的に対応します。
・書画や展示物等については、今後も定期的に止め具や吊り具を	・止め具・吊り具・ワイヤーなど充分な強度のあるものへ替える

平成２９年度定期監査（小学校、中学校、保育園）　指摘事項

指摘事項	処理状況
確認し、落下・転倒防止に努められたい。	よう、小中学校へ周知していきます。
・書画・骨董等、貴重な物が多くあるため、台帳を整備してしっかりと管理されたい。	・台帳の整備に努めます。
・薬品（劇薬）の在庫管理において、台帳と薬品の残量に相違がないよう確実に管理をされたい。	・各小中学校へ文書等で周知徹底していきます。
4　運営について	
・食物アレルギーのある児童・生徒の給食については、今後も引き続き複数で確認をし、保護者との連絡を密にして事故が起こらないよう一層の注意を図られたい。	・食物アレルギー対応については、確認、チェック体制を確立しながら対応していきます。
・熊やサル等の鳥獣や不審者への対策・対応については、今後も保護者や地域と情報を共有し、児童・生徒の安全確保に努められたい。	・鳥獣の生態の学習、熊対策の下校バスを運行する等必要な対策を取るとともに、不審者への対応については、警察等関係機関と迅速に連携を取りながら注意喚起を行う等、安全確保に努めます。
・教職員が過重労働とならないよう、業務分担を行う等、健康面への配慮をされたい。	・平成 29 年 11 月 15 日長野県教育委員会が決定した「信州発スクールイノベーション　学校における働き方改革推進のための基本方針」に示された、「業務の削減や分業化、協業化」「業務の効率化、合理化」「勤務時間を意識した働き方」などの視点からの具体的な取り組みについて、小中学校と連携して実施します。（別添資料参照）

平成29年11月15日　定例教育委員会決定

信州発スクールイノベーション

学校における働き方改革推進のための基本方針

長野県教育委員会

1　目標

すべての公立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。

2　現状・課題

平成29年4月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査」の結果を見ると、教員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。県内小中学校においても同様で、平成29年度当初（4・5月）の1ヵ月間一人当たりの時間外勤務時間の平均は64時間程度、最も多い学校の平均は114時間となっています。

学校では、時代の流れの中で、グランドデザインの策定、学校評価など、エビデンスをもとに説明責任を果たすことが求められるようになっています。さらに、グローバル化、情報化の進展等、急速に変化する社会の状況を踏まえた教育への対応が求められています。

また、児童生徒一人一人へのきめ細かな対応が一層求められる中、保護者や地域との協力関係の構築、特別な支援を必要とする児童生徒への対応、貧困や児童虐待などの課題を抱えた家庭への対応など、多種多様な課題に取り組まざるを得ない状況が続いている上に、中学校では、部活動指導に係る時間も看過できない状況です。

このような中、各学校では学校行事や会議の精選などの業務改善を進めていますが、「前例踏襲」や「授業づくりや学級経営が個に委ねられている」などの慣習、「子どものため、保護者の期待に応えるために、長時間頑張るのがよい教員」といった価値観などが根付いていて、見直し・改善が進みにくいという指摘もあります。

3　具体的な取組

学校における働き方改革を推進していくために、以下の取組を進めます。

（1）から（3）では、「業務の削減や分業化、協業化」「業務の効率化、合理化」「勤務時間を意識した働き方」の視点から具体的な取組を示しています。

（4）では、県教育委員会としての支援の方策を、（5）では、保護者、県民の皆様の理解を得つつ、市町村教育委員会、小中学校と連携して、全県で一斉に取り組むことで効果が期待できることについて示しています。

（１） 学校・教員が担うべき業務を明確にし、業務の削減や分業化、協業化を進めます。

① 直ちに取り組むこと

・会議の精選と効率化を進め、出張件数を縮減します。

・各種調査の精選と簡素化を進め、事務処理の時間を縮減します。

・学校が担うべき業務の分業化については、専門スタッフ（部活動指導員、スクールサポートスタッフなど）の活用を進めます。

・学校、教員でなくてもできる業務については、信州型コミュニティスクールの仕組みを活用し、学校・家庭・地域等が連携して協業化できる体制の構築を進めます。

② 中期的な取組（３～５年）

・総合型地域スポーツクラブの設立や部活動の学校合同チームによる練習環境の整備、地域の指導者の育成など、地域の取組を支援します。

・給食費などの学校徴収金会計業務の負担軽減の取組を支援します。

（２） 学校・教員が担うべき業務の効率化、合理化を進めます。

① 直ちに取り組むこと

・統合型校務支援システムの標準的な仕様について検討します。

② 中期的な取組（３～５年）

・全県で共通した仕様の統合型校務支援システムの導入を目指します。

・ＩＣＴの活用による教員の事務的な業務の効率化と合理化、教員の勤務時間の管理などについて研究を進め、その効果を検証し、ＩＣＴの活用を進めます。

（３）「勤務時間」を意識した働き方を進めます。

① 直ちに取り組むこと

・管理職は、ＩＣＴやタイムカードなどを用いて、年間を通して、全教員の勤務時間を適正に把握します。

・「勤務時間の割振り」の着実な運用を進めます。

・「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の活動基準に沿った運用を徹底します。

※平日に１日、土日に１日の休養日設定。朝の部活動は行わない。
平日の総活動時間は２時間程度。休日の練習は、午前、午後にわたらない。

② 中期的な取組（３～５年）

・授業準備を効率的にするために、教員が教材等を開発、共有できるシステムを構築し、勤務時間が縮減しても質の高い授業が行える環境を整えます。

・指導主事が、各学校の日々の授業づくりにつながる支援を進めます。

（４） 学校の業務改善への支援をします。

① 直ちに取り組むこと

・主幹指導主事が各学校の実態に応じて業務改善を支援し、まずは教員の時間外勤務時間が年間を通して１ヵ月 45 時間以下、年間で最も忙しい時期であっても１ヵ月 80 時間以下になることを目指します。

② 中期的な取組（３～５年）

・学校の多忙化の要因となる業務を引き続き分析するとともに、国の定数改善などの動向を注視しつつ、人的支援等に取り組みます。

（５）全県で一斉に取り組むことについて検討します。

全県で一斉に取り組むことにより、大きな効果が期待できることについて検討します。これらの実施に当たっては、他の都道府県の実施状況を検証するとともに、市町村教育委員会や保護者、県民の理解を得た上で、実施可能と判断できたところから取り組むものとします。

・時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話等での対応にします。

・長期休業期間においては、一定期間の学校閉庁日を設定します。

・長期休業期間中の働き方については、テレワークによる勤務などを研究し、実施します。

・月２回以上の「教職員定時退勤日」を、すべての学校で設定し、実施します。

4　評価指標

評価指標	測定方法
① 教員の時間外勤務時間が、年間を通して月 45 時間以下 【現状：H28 12 月 171 校】	・12 月の一人当たりの時間外勤務時間の平均が月 45 時間以下の学校数で測定【目標：H29 200 校、H30 250 校】
② 管理職が、年間を通して、全教員の勤務時間を把握【現状：H29 調査　75%】	・「学校運営に関する調査」で測定 【目標：H30 100%】
③ 会議の精選と効率化を進め、出張件数を縮減	・28 年度の会議等を分析し、30 年度当初に縮減状況を具体的に提示
④ 各種調査の精選と簡素化を進め、事務処理の時間を縮減	・28 年度の調査等を分析し、30 年度当初に縮減状況を具体的に提示

公立小中学校における
働き方改革のための共同メッセージ

長野県教育委員会は、長時間勤務となっている教員の働き方を改善し、子どもたちにとって、最も大切である授業の質を高め充実させるために、「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定しました。

市町村教育委員会では、県教育委員会の基本方針を踏まえ、教員が授業づくりや子どもたちの指導に専念できる環境を整えるための方針を定め、各学校がその実態に応じた業務改善に組織的に取り組むことができるように連携体制を構築します。

県ＰＴＡ連合会では、家庭と学校と地域が果たす役割を再確認するとともに、保護者と教職員が学び合い、しっかりとスクラムを組み、厚い信頼関係を基盤として、地域ぐるみで子どもを育むために、学校における働き方改革を応援します。

基本方針において、全県で一斉に取り組むこととしている時間外の留守番電話での対応や、長期休業中の閉庁、また、部活動の活動基準の徹底や教員以外の方が顧問となる部活動の実施等、いずれも保護者や県民の皆様のご理解とご協力なくしては進めることができません。

県教育委員会、市町村教育委員会、県ＰＴＡ連合会は、学校における働き方改革は喫緊の課題と認識し、三者で連携して、保護者や県民の皆様のご理解を得ながら取組を進めてまいります。

平成29年11月20日
長　野　県　教　育　委　員　会
長野県市町村教育委員会連絡協議会
長　野　県　Ｐ　Ｔ　Ａ　連　合　会

平成２９年度定期監査（小・中学校、保育園）　指摘事項

保育園（子育て支援課）

指摘事項	処理状況
＜　保育園共通　＞	
1　収入について	
・保育料等の未収金については、その都度、保護者と連絡を取り、状況を把握しながら解消に努められている。今後も引き続き未収金解消の取り組みをされたい。	・園と課が協力して引き続き適正な対応に努めます。
・保育園卒園後に過年度未収金を回収することは極めて困難なため、卒園までに完納となるよう、今後も引き続き取り組まれたい。	・卒園までに完納するよう、保護者との連絡を密にとりながら対応します。
・現金は可能な限り短時間で収納機関に収納し、手元で保管をしないよう引き続き努められたい。	・可能な限り短時間で収納機関に収納します。
2　支出について	
・食育の推進及び給食食材の地産地消については、引き続き積極的に取り組まれたい。	・引き続き地産地消を推進します。
3　施設・財産管理について	
・消防設備点検による指摘事項について未改善のものや、施設の修繕で緊急を要するものについて、担当課と連絡を密にして早急に対応されたい。	・緊急を要するものは随時対応しています。予算要求を要する案件は緊急性を加味しながら対応を計画しています。
・書画や展示物等については、今後も定期的に止め具や吊り具を確認し、落下・転倒防止に努められたい。	
・園庭の木が大きくなり、高所の害虫駆除が出来ない又は枯れて	・樹木の剪定等を本年度より順次実施しています。倒木、枯れ枝

平成２９年度定期監査（小・中学校、保育園）　指摘事項

指摘事項	処理状況
倒木の恐れがある等、安全面が懸念される。現地を調査して対応されたい。	の落下など急を要する樹木より対応します。
４　運営について	
・食物アレルギーのある園児の給食については、今後も引き続き複数で確認をし、保護者との連絡を密にして事故が起こらないよう一層の注意を図られたい。	・保護者との連絡を密にし、複数人で確認しながら注意して対応します。
・熊やサル等の鳥獣や不審者への対策・対応については、今後も保護者や地域と情報を共有し、園児の安全確保に努められたい。	・保護者や地域との情報共有を密にすると共に、引き続き訓練等行っていきます。
・保育士不足を解消する方策の一つとして、体験学習の生徒等に保育業務の魅力についてＰＲをされたい。	・体験学習の際にＰＲを行います。